

資料編

1 岐阜市子育て支援会議規則

平成25年3月27日

規則第35号

改正 平成27年3月31日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業主又は事業主団体の代表者
- (4) 労働者団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、支援会議の会務を総理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 支援会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、子ども未来部子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定に関わらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年規則第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定の経緯

年 月	内 容
2018年8月1日～ 8月31日	岐阜市ひとり親家庭生活実態調査
2018年8月21日	平成30年度 第1回岐阜市子育て支援会議
2018年11月1日～ 11月15日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査
2019年2月15日	平成30年度 第2回岐阜市子育て支援会議
2019年8月29日	令和元年度 第1回岐阜市子育て支援会議
2019年11月25日	令和元年度 第2回岐阜市子育て支援会議
2019年12月16日～ 2020年1月15日	パブリックコメント手続きにおける意見募集
2020年2月17日	令和元年度 第3回岐阜市子育て支援会議

3 岐阜市子育て支援会議委員名簿

役職	氏 名	所 属 等
委 員	荒尾 ひろ子	岐阜市青少年育成市民会議
委 員	安藤 宏枝	公募委員
委 員	市川 元英	岐阜商工会議所
委 員	伊藤 美穂	公募委員
委 員	井上 いほり	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	上田 弘子	岐阜市PTA連合会
委 員	小田 江理子	岐阜労働局
委 員	加納 顕	岐阜市私立幼稚園連合会
委 員	河井 信幸	岐阜市小中学校長会
委 員	高橋 幸代	公募委員
委 員	服部 学	日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会
副会長	日比野 広子	岐阜市少年団体連絡協議会
委 員	堀江 等	岐阜市民生委員・児童委員協議会
委 員	三輪 由香	岐阜市医師会
会 長	吉村 讓	岡崎女子大学
委 員	脇淵 徹映	岐阜市保育協会

2020（令和2）年3月現在

敬称略・50音順

4 用語解説

あ行

■ ICT

Information and Communication Technology の略。「情報コミュニケーション技術」「情報通信技術」と訳される。IT (Information Technology) と同義。教育現場では、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理等が考えられる。

■ 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力を指す。1996(平成8)年に文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申のなかで示された。

■ 育児休業制度

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)に基づいて、すべての事業所を対象に、原則として子が1歳に達するまでの間、子どもを養育する男女労働者に育児休業の取得を保障する制度。

■ 育成医療

障害者自立支援法に基づく自立支援医療の支給として身体に障がいのある18歳未満の子どもに対して行われる公費負担医療のこと。

■ 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員101人以上の事業主に対して、労働者の仕事と子育ての両立等に関し、行動計画策定指針に即して達成すべき目標、計画期間、講ずべき措置の内容と実施期間等を記載して、策定することが義務づけられる行動計画のこと。100人以下の事業主についても策定に努めることとしている。

■ 移動児童館

児童館・児童センターの職員が公民館や体育館等へ出向き、地域の資源を活用して児童館業務を実施する本市の事業。

■ 親子ふれあい教室

青少年育成市民会議が主催し、0歳児とその保護者を対象に「育児に関する不安、悩みを和らげ、仲間づくりをしよう」を目的に各地区で開催している教室のこと。

か行

■ カウンセリング

専門的な手続きに基づく相談。また、その技法。個人のもつ悩みや不安等の心理的問題について話しあい、解決のために援助・助言を与えること。

■ 核家族(核家族化)

夫婦と未婚の子どもとの家族で、夫婦のみ、父子のみ、母子のみの家族も含む。また、三世帯同居などの世帯が減り、核家族の世帯が増えることを核家族化という。

■ 確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の量の見込みに対応するための確保の内容及び実施時期を定めるもの。

■ 家庭的保育事業

少人数(定員5人以下)を対象に居宅など(子どもの居宅を除く)において、きめ細かな保育を行う事業。

■ 企業主導型保育事業

事業主拠出金を財源とした2016(平成28)年度に内閣府が創設した助成制度を受ける事業。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設などがあり、従業以外の地域の子どもを受け入れる施設もある。

■教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

■居宅訪問型保育事業

個別のケアが必要な場合などに、子どもの居宅において1対1で保育を行う事業。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の、その年の年齢別・一人あたり出生児童数を合計したもので、一人の女性が一生のうち平均何人の子どもを生むかを示すもの。

■コーホート変化率法

人口推計の方法の一つ。コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法をいう。コーホート変化率法は二時点におけるコーホートの変化率を用いて推計を行う。

■子育て支援会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

本市では、同法第77条第1項各号の規定による子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ推進等に関する事項並びに次世代育成支援対策推進法第8条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項についての審議機関として位置づけている。

■子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に基づき、その重点施策の具体的実施計画として国が策定した計画。

2004（平成16）年12月に策定され、概ね10年後の「目指すべき社会の姿」を展望し4つの重点課題に沿って、2009（平成21）年度までの5年間に講ずる施策内容と目標を掲げている。

■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画のこと。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律（2019（令和元）年6月改正）。

■子どもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合。

子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。

■子ども110番の家

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができる地域の協力家庭・事業所。子どもが不安を感じて、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド、理容店等に駆け込んできた時、保護し、警察、学校、家庭等へ連絡してもらおう制度。子どもの犯罪被害の未然防止を図っている。

■子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

0歳から20歳前までの子ども・若者に対し、日常生活又は社会生活を営むうえでさまざまな悩み又は困難を有するその特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、もって子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的として、2014（平成26）年4月に開設した。

■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざし、2004（平成16）年度から制度化されている。

さ行

■ 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。

■ 思春期

11歳～12歳から16歳～17歳ぐらいまでの、二次性徴があらわれる時期のこと。

■ 次世代育成支援対策推進法

2003（平成15）年7月に公布された、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者の責務等について定めた法律。この法律では、都道府県及び市町村に地域行動計画の策定を義務づけるとともに、国及び地方公共団体の機関には、職員の子育て支援を目的とする特定事業主行動計画の策定が義務づけられている。さらに、101人以上の従業員を有する企業においても、従業員の子育て支援を目的とする一般事業主行動計画の策定が義務づけられている。

なお、2014（平成26）年度までの時限立法であったが、2024（令和6）年度まで10年間延長された。

■ 施設型給付

子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所を通じてなされる共通の給付。

■ SIDS（乳幼児突然死症候群）

何の予兆や既往歴もないまま睡眠中に乳幼児が死に至る原因のわからない病気。あおむけに寝かせることや母乳育児、受動喫煙を避けること等により発症率が低くなるというデータがある。

■ 児童館・児童センター

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の一つで、子どもの健全育成及び子育て支援を目的に、子どもに遊びの機会や場を提供する児童福祉施設のこと。

■ 児童虐待

保護者（親又は親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにする等の養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視等）、性的虐待に分類されるが、ほとんどの場合重複して起こっている。

■ 児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関である。

■ 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年に国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約のこと。

■ 児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、主にひとり親家庭等に対して支給する手当のこと。

■ 児童養護施設

児童福祉法に定められる施設。保護者のない児童、虐待されている児童等、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設のこと。

■ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする組織。市町村、都道府県及び全国の各段階に組織され、本市においては、地区単位に社会福祉協議会支部が組織されている。

■ 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、集団での行動がとれなかったり、授業中に座ってられず、先生の話を聞かない等、学校生活に馴染めない状態になること。

■ 生涯学習

人間は学齢期だけでなく、生涯にわたって学び成長する可能性をもっており、その学習が保障されるべきだとする考え方のこと。

■ 小規模保育事業

0～2歳児を対象とし、少人数(定員6～19人)を対象にきめ細かな保育を行う事業。

■ 少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法(2003(平成15)年9月施行)に基づいて定められた、少子化の流れを変えるための施策を推進する国の基本施策(2004年、2010年、2015年に閣議決定)。

子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、さらには親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会をつくることを目的に、少子化の流れを変えるため、5つの重点課題を設定し、きめ細かな少子化対策の方向性を示している。

■ 食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取り組みのこと。

■ スクールカウンセラー

学校において児童・生徒・保護者へのカウンセリング及び子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う人のこと。

■ スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人のこと。

■ STEAM教育

科学(Science)、技術(Technology)、ものづくり(Engineering)芸術(Art)、数学(Mathematics)等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。STEM教育。

■ 青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することを支援するため、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織。50の地域ごとに単位市民会議がある。家庭部会、少年育成部会、青年育成部会、社会環境部会の4部会がある。

た行

■ 待機児童

保育の必要性の認定がされ、保育所(園)等の利用の申込がされているが、定員超過等の理由で入所できない児童のこと。

■ 多世代家族

親子2世代に祖父母世代等が同居した家族をいう。

■男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域そのほかの社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

■地域子育て支援センター事業

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。地域子ども・子育て支援事業の一つ。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある者からの暴力のこと。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となる。また、暴力には、身体的暴力その他、心身に影響を及ぼす精神的・性的・経済的暴力も含まれる。

■特定教育・保育施設

施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

■特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、その対象でなかったLD（学習障がい）、AD／HD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等の発達障がいも含めて障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

■認可外保育施設

託児所や企業所内保育所、病院内保育所、ベビーホテルなど、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長の認可を受けていない施設を総称したもの。

■認定こども園

保護者が働いている、いないに関わらずに利用が可能で、教育・保育を一体的に行う施設で次の4類型に区分される。

<幼保連携型認定こども園>

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設。

<幼稚園型認定こども園>

認可幼稚園が、保育の必要な子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えた施設。

<保育所型認定こども園>

認可保育所が、保育の必要な子ども以外の子どもを受け入れる等、幼稚園的な機能を備えた施設。

<地方裁量型認定こども園>

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

■年齢（年代）階層別労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合（労働力率）を、年齢（年代）階層別に示した数値。

は行

■ハートフルサポーター

通常学級で配慮を要する児童・生徒に対してきめ細かい個別支援を行うことによって、学力向上と落ち着いた生活を支援する補助員のこと。

■ハイリスク児

以前は「危険因子があるので特別な養護・観察を必要とする新生児」とほとんど同義に用いられてきたが、乳幼児のフォローアップが綿密に実施されるようになると、その概念が拡大解釈され、現在では、発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性がある子ども、さらには発育支援が必要となる子どもまでを含めてハイリスク児と呼ばれる。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第2条第1項）。

■母親クラブ

子育て中の親子が児童館等で交流を行う地域活動の一つ。

■パブリックコメント（意見公募手続）

行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのこと。

■バリアフリー

障がいがある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善していく仕組みのこと。

■ひきこもり

身体的・精神的な理由から、学校や勤務先等へ行かず一日のほとんどを家の中等で過ごす等、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のことを指す。特定の病気や障がいではなく、「状態」を指す。厚生労働省の定義によれば、「6か月以上自宅にひきこもって、会社や学校に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態」のこと。

■ひとり親家庭

父子家庭、母子家庭のこと。

■ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する事業。

■非認知能力

自己肯定感や社会性、忍耐力等の目に見えにくい能力のこと。読み・書き・計算のように学力テストや成績で測られる認知能力と対比されるが、より豊かな人生を送るためには、バランスのとれた非認知能力と認知能力をはぐくむことが必要とされている。

■不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

■フリーター

定職につかずに、アルバイトのかたちでいろいろな仕事を続ける人のこと。15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のこと。

■フレックスタイム制

一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で始業・終業時刻を労働者の決定にまかせる労働時間制度、自由勤務時間制のこと。

■放課後子供教室

文部科学省の補助事業であり、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援する事業のこと。保護者の就労に関わらず、すべての子どもが利用できる。本市では「放課後子ども教室」と「放課後学びの部屋」の事業名で実施している。

■放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図る等、必要な支援を行う。

■母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦等の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を目的とした貸付のこと。

■母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行う等、ひとり親家庭の親の自立に向けた総合的な支援を行う人のこと。

■ほほえみ相談員

不登校児童・生徒に対して家庭訪問等の積極的な相談活動を行い不登校・いじめ問題に対応する人のこと。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働省が委嘱する。

民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ把握を行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

■夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ひとり親家庭、共働き家庭の保護者が、仕事などによって帰宅が夜間になる場合等、児童を児童養護施設、母子生活支援施設に通所させて、生活指導・夕食の提供を行う事業。

■養育医療

出生時の体重が 2,000 g 以下又は生活力が特に弱い新生児で入院治療を必要とする場合、費用の一部を公費負担する。

■幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年 10 月から、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用するすべての3歳児～5歳児クラスの子ども、市民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子どもの利用料が無償化される。（教材費、食材料費等の一部負担、利用施設によって上限あり）。

また、幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定の要件を満たした場合に利用料が無償化となる（上限あり）。

■要保護児童対策地域協議会

支援を必要とする子ども及びその保護者、妊婦の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う。特に、虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場のこと。

ら行

■療育

医療・治療の「療」と、養育・教育・保育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

■療育手帳

知的障がいがある人が各種の援護を受けやすくするために必要な手帳のこと。都道府県知事・政令指定都市の市長が交付する。

■量の見込み

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業に関し、現在の利用状況の把握と、保護者に対するアンケート調査等から推計した今後必要と見込まれるニーズ量。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動等に参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保等につながり、有益であるとされている。

岐阜市子ども・子育て支援プラン

- 2020（令和2）年3月
 - 発行 岐阜市
 - 編集 岐阜市子ども未来部子ども政策課
岐阜市今沢町18番地
TEL 058-214-2397
-

岐阜市子ども・子育て支援プラン

令和2年3月発行

岐阜市子ども未来部子ども政策課